

# 税金

## 市民税

問 市民税課 ☎25-3193

### ▶ 個人市・県民税

その年の1月1日(賦課期日)に住んでいる市町村で、前年中(1月1日～12月31日)に所得のあった人に課税されるものです。広く均等に一定の税額で課税される『均等割』と所得に応じて課税される『所得割』で計算されます。なお、個人県民税も市が併せて徴収します。

#### ■ 均等割

市民税 3,500円 県民税 2,000円

#### ■ 所得割(計算方法)

$(\text{所得金額} - \text{所得控除額}) \times \text{税率} - \text{税額控除} = \text{所得割額}$   
税率 市民税 6% 県民税 4%

※生活保護法の規定による生活扶助を受けている人や、障害者、未成年者、寡婦またはひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下の人は課税されません。

※前年中の所得が一定額(扶養親族などの人数により変動)以下であれば、均等割または所得割がかからない場合があります。

### ▶ 法人市民税

呉市内に事務所や事業所などがある法人に課税されるもので、資本金などの額や従業員数に応じて課税される均等割と、国税の法人税額に応じて課税される法人税割があります。原則、事業年度終了後の2ヵ月以内に申告、納付が必要です。税務署や県税へ申告するときは、必ず市へも申告してください。

また、新しく法人を設立したり、事務所などを市内に設置した場合には、1ヵ月以内に届出が必要となります。

## 軽自動車税(種別割)

問 市民税課 ☎25-3198

毎年4月1日現在、市内で原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、バイクなどを所有している人にかかる税金です。人に譲ったり、廃車にしても手続きをしなければ、引き続き課税されます。盗難や、紛失の場合も手続きが必要です。

#### ■ 廃車・登録窓口

車種	窓口
原動機付自転車 (125ccまで)	市民税課・各市民センター
小型特殊自動車	
軽二輪・二輪の小型自動車 (125ccを超えるもの)	中国運輸局 広島運輸支局 ☎050-5540-2068
軽自動車 (軽三輪、軽四輪)	軽自動車検査協会 広島主管事務所 ☎050-3816-3080

¥

税金

### ■主な税額(年額)

原動機付自転車	50cc以下	2,000円
	50cc超90cc以下	2,000円
	90cc超125cc以下	2,400円
軽二輪	125cc超250cc以下	3,600円
軽自動車		

車種	税率			
	初度検査が平成27年3月31日以前の車両	初度検査が平成27年4月以後の車両	初度検査後13年経過した車両(重課)	
乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
	営業用	3,000円	3,800円	4,500円

### ■減免

身体障害者手帳をお持ちの人や、その人と生計を一にする人が所有する軽自動車など、一定の要件に該当すれば軽自動車税が減免になります。

## 資産税

問 資産税課 ☎25-3214

### ▶ 固定資産税

土地、家屋、償却資産などの「固定資産」の価格(課税標準額)をもとに課税されます。

#### ■納める人

1月1日現在、呉市内に固定資産を所有する人(登記名義人など)。

#### ■固定資産の種類

**土地** 田、畑、宅地、山林、雑種地など

**家屋** 住宅、店舗、事務所、ホテル、工場、倉庫など

**償却資産** 会社や個人が、事業に用いることのできる構築物・船舶・航空機・車両・機械・器具など

■税金の計算 課税標準額×1.4%

#### ■固定資産税の免税点

課税標準額の合計が、それぞれ次の額未満の場合は税計算から除外します。

土地30万円、家屋20万円、償却資産150万円

#### ■固定資産の縦覧・閲覧

毎年4月から5月までの間に、土地・家屋の価格などの縦覧帳簿を納税者にお見せしています。また、名寄帳の写しを無料で交付しています。

#### ■土地・家屋の用途変更などの届出

土地の用途変更または家屋の滅失、建替や用途変更の場合は、翌年度から税額が変わる場合がありますので資産税課に連絡してください。

### ▶ 都市計画税

都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用にあてるための目的税で、固定資産税と併せて納付していただきます。

#### ■納める人

1月1日現在、呉市内の市街化区域および用途地域内に所在する土地、家屋を所有する人。

#### ■税金の計算

課税標準額×0.3%

¥

税金

## 市税の証明

問 市民税課 ☎25-3193  
資産税課 ☎25-3211

主な種類	請求場所	手数料
所得・課税証明	市民税課・市民窓口課 各市民センター 市民サービスコーナー(※1) コンビニエンスストア(※2)	300円(各1件) コンビニエンス ストア200円(各 1件)
納税証明	市民税課・市民窓口課 各市民センター 市民サービスコーナー(※1)	300円(各1件)
評価・公課証明	資産税課 各市民センター 市民サービスコーナー(※1)	300円 土地、家屋ごとに 各1枚(5物件)
名寄帳の写し	資産税課 各市民センター	300円(1枚目) 2枚目以降は1枚 につき100円

※1 市民サービスコーナーは予約交付です。

詳しくはP69をご覧ください。

※2 マイナンバーカードが必要です。

詳しくはP68をご覧ください。

### 請求の際に必要なもの

#### ◎本人の場合

本人であることを確認できる公的な証明書(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、パスポートなど)

#### ◎代理人の場合

委任状、代理人自身であることを確認できる公的な証明書(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、パスポートなど)

## 市税の納付方法

問 収納課 ☎25-3204

市・県民税の普通徴収分(給与や年金からの天引きを除く)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税の納付方法には、次の4種類があります。

#### ①窓口納付

納付書を用い市内の取扱金融機関窓口や、市役所本庁、各市民センターで納付できます。

#### ②口座振替(自動払い込み)納付

申し込みは、市内の取扱金融機関の各窓口でできます。預金(貯金)通帳と通帳印を持参してください。

#### ③コンビニ納付

バーコード付の納付書を用いて、全国のコンビニで納付できます。

#### ④スマホ決済アプリによる納付

納付書のバーコードをスマホのカメラで読み取り、専用のアプリを利用して納付できます。

### 税金の相談

◎災害にあたり収入が激減して、税金の支払いが難しくなった場合は、ご相談ください。

個人市・県民税

市民税課 ☎25-3193

固定資産税・都市計画税

資産税課 ☎25-3214

◎所得税・相続税・贈与税などの国税の相談

呉税務署(中央3-9-15)

☎23-2424

¥

税金

